

群馬県立県民健康科学大学大学院研究生規程

(趣旨)

第1条 この規程は、群馬県立県民健康科学大学大学院学則（以下「学則」という。）第40条の規定に基づき、研究生について必要な事項を定める。

(資格)

第2条 研究生として志願できる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 修士の学位、博士の学位又は専門職学位を得た者
- (2) 前号と同等以上の学力があると認められる者

(研究の始期)

第3条 研究の始期は、原則として学年又はセメスターの始めとする。

(出願手続)

第4条 研究生として研究を志願する者は、次の各号に掲げる書類を研究科長に提出しなければならない。ただし、本学大学院を修了し、引き続き研究生を志願する者については、第1号及び第2号の書類のみで足りる。

- (1) 研究願
- (2) 研究計画書
- (3) 履歴書
- (4) 最終出身学校の卒業証明書又は修了証明書
- (5) その他必要と認められる書類

2 研究生の出願期間は、別に定める。

(研究許可)

第5条 研究生の許可は、研究科委員会の意見を聴いて、学長が行う。

(授業料)

第6条 研究を許可された者は、所定の期日までに群馬県立県民健康科学大学条例（平成16年群馬県条例第64号）第7条に定める研究生授業料を納めなければならない。

2 既納の研究生授業料は、原則として返還しない。

(期間)

第7条 研究の期間は1年以内とする。ただし、特別の事情がある場合は、学長は、その期間を延長することができる。

(指導教員)

第8条 研究生の指導教員は、研究科委員会の議を経て、研究科長が定める。

(授業の聴講)

第9条 研究生は指導教員が必要と認める場合は、当該研究に関連する授業を聴講することができる。

(研究報告)

第10条 研究生は、研究期間が終了したときは、研究報告書を指導教員を経て、研究科長に提出しなければならない。

(許可の取消)

第11条 学長は、研究生がこの規程に違反したとき又は疾病その他の事由により、研究

を続ける見込みがなくなったときは、研究の許可を取り消すことができる。

(準用)

第 12 条 この規程に定めるもののほか、学則その他学生に関する諸規程は、研究生について準用する。

附 則

1 この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。